第1章 平成16年財政再計算の概要

- 1 平成 16 年改正の概要
- 2 平成 16 年財政再計算の概要

平成 16 年改正の概要

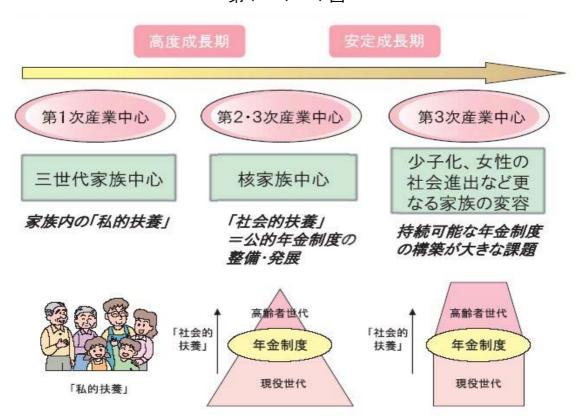
1. 我が国の公的年金の役割及び制度体系

(1)公的年金制度の意義

我が国の公的年金制度は、昭和 17 年に厚生年金保険制度の前身である労働者年金保険制度が創設され、昭和 36 年の国民年金制度(拠出制)の創設により国民皆年金が整い、その後、経済発展を反映した給付改善を行う中で、充実した制度に発展してきた。

年金制度がなかった時代、または未成熟であった時代は、高齢となった親の扶養は、家族内の「私的扶養」を中心として行われてきたが、我が国の産業構造が変化し、都市化、核家族化が進行してきた中で、従来のように私的扶養だけで親の生活を支えることは困難となり、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」が必要不可欠となってきた。公的年金制度は、こうした高齢者の「社会的扶養」を基本とした仕組みである。

第1-1-1図

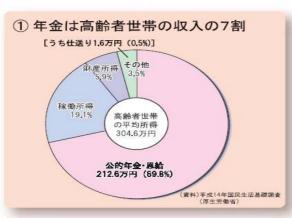


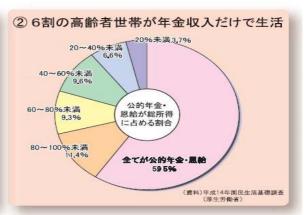
(2)公的年金制度の役割

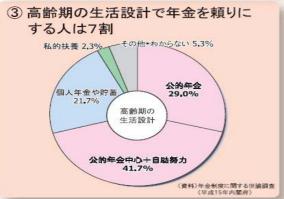
現在の高齢者の状況を見ると、高齢者世帯の収入の7割を公的年金・恩給が占めており、6割の高齢者世帯では、収入の全てが公的年金・恩給となっている。また、現役世代の7割は、高齢期の生活設計について公的年金を中心に考えている。

このように、公的年金制度は、高齢期の生活のかなりの部分を支えるものとして、極めて重要な役割を果たしており、現役世代にとっても、公的年金によって、親の経済的な生活の心配をすることなく安心して暮らすことができるようになっている。

第1-1-2図





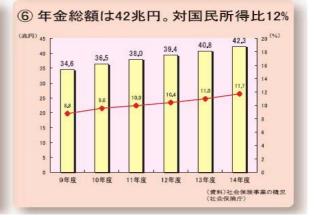




- 家計消費の2割が年金の地域も(対県民所得比上位7県)都道府県名
(高齢化率)対県民
所得比対家計最終消費
支出比山口県(22.9%)12.6%20.3%島根県(25.5%)12.6%18.5%

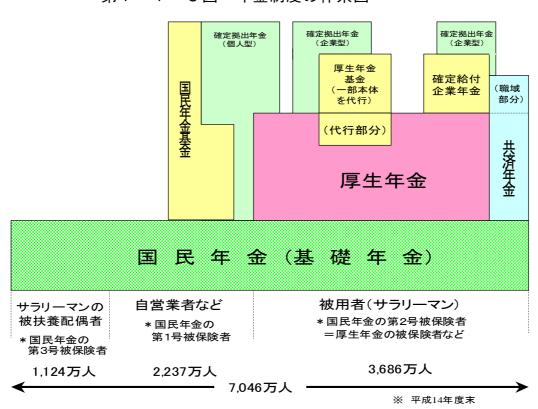
⑤ 地域経済を支える役割

所得比	支出比
12.6%	20.3%
12.6%	18.5%
11.9%	19.0%
11.8%	15.9%
11.8%	18.6%
11.7%	18.1%
11.5%	17.9%
	12.6% 12.6% 11.9% 11.8% 11.8%



(3)制度体系

我が国の年金制度は、全国民共通の基礎年金があり、被用者については、報酬 比例の年金が上乗せされ、さらに個人や企業の選択で、企業年金などの私的年金 に加入できる仕組みとなっている。



第1-1-3図 年金制度の体系図

2. 平成 12 年改正で残された課題

公的年金制度は、少なくとも5年に一度、財政再計算が行われ、その際、必要な見直しが行われてきた。

前回の平成 11 年財政再計算の際は、支給開始年齢の段階的引上げや給付水準の適正化等の改正が行われた(平成 12 年改正)。この改正では、基礎年金の国庫負担割合を 2 分の 1 に引き上げることを前提として厚生年金の保険料率を年収の20%程度にまで段階的に引き上げることによって、年金財政の均衡が維持できるという見通しとなったところであるが、

- ① 基礎年金国庫負担割合の引上げ
- ② 凍結された保険料(率)の引上げの再開が大きな課題として残された。

また、サラリーマンの夫に扶養される妻(配偶者)には個別に保険料の負担を求めず、第2号被保険者全体でその費用を分担するといった、いわゆる第3号被保険者制度の問題に代表される女性と年金の問題についても、今後の検討課題とされた。

3. 年金制度を取り巻く社会経済状況

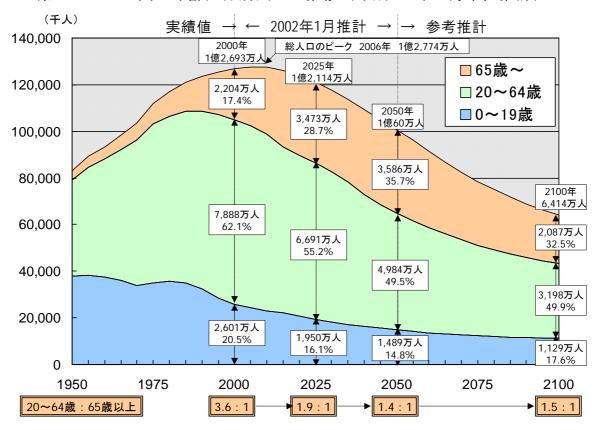
我が国の公的年金制度は、高齢世代の年金の支給に要する費用をそのときの現役世代の負担により賄う、世代間扶養の賦課方式を基本としつつ、一定の積立金を保有し活用することにより、将来世代の負担を緩和する財政方式としている。

この世代間扶養を基本とする仕組みのもとでは、少子高齢化が進行すれば、高齢者の増加により年金給付が増加するのに対し、少子化により年金の支え手となる現役世代は減少することから、一定の年金水準を確保するためには、負担の増加は避けられないものとなる。

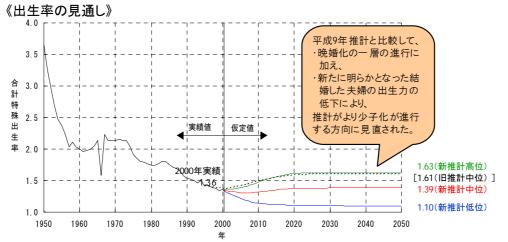
したがって、将来の年金の給付と負担を考えるにあたり、将来の少子高齢化の 進行がどのようになり、人口構成がどのようになるかということが大きな影響を 与えることになる。

平成11年財政再計算においては、平成9年1月の将来推計人口の中位推計をベースとしているが、少子高齢化の進展はそれまでの予想を超えて進行しており、平成14年1月に公表された将来推計人口においては、将来の少子化、高齢化の見通しが大きく見直された。

第1-1-4図 年齢区分別人口の推移(平成14年1月中位推計)



第1-1-5図 出生率及び平均寿命の見通し(平成14年1月推計)



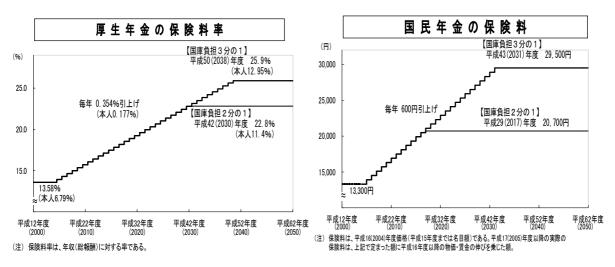
(注) 2050年以降の参考推計(2050~2100年)では、出生率は2150年に向けて人口置換水準(合計特殊出生率で2.07前後)に 回帰すると仮定している。

《長寿化の見通し》

平均寿命	2000年時点	前回(97年)推計に おける2050年時点 (中位推計)	今回(02年)推計に おける2050年時点 (中位推計)
男	77.64年	79.43年	→ 80.95年
女	84.62年		→ 89.22年

この新しい将来推計人口に基づき、年金財政の将来見通しを作成したところ、 平成 16 年改正前の給付水準及び基礎年金国庫負担割合(3 分の 1)を維持すれば、 厚生年金の保険料率は年収の 25.9%まで、国民年金の保険料は月額 29,500 円(平成 16 年度価格)まで引き上げることが必要と見込まれた。

第1-1-6図 現行の給付水準を維持した場合(給付水準維持)の 最終保険料(率)



また、仮に給付水準及び基礎年金国庫負担割合(3分の1)を維持しつつ、保険料水準を引き上げなかった場合には、厚生年金の積立金は平成33(2021)年度、国民年金の積立金は平成29(2017)年度にそれぞれ枯渇し、その後は財源不足状態に陥り年金の支給に支障が生じるという見通しとなった。

4. 平成 16 年改正における給付と負担の見直しの概要

公的年金制度は、少なくとも5年に一度、財政再計算を行うこととされており、 財政再計算に併せて所要の改正を行ってきた。この仕組みの下、少子高齢化が想 定を越えたペースで進行する見通しとなってきたため、財政再計算の度に給付と 負担の関係の見直しが必要となった。また、保険料負担については、段階的に保 険料を引き上げる段階保険料方式がとられてきたが、将来の保険料(率)の引上 げについては見通しを示すにとどまり、法律上は当面5年間の負担水準を定める のみであったことから、5年に一度の法改正は不可欠なものとなっていた。

そこで、平成16年改正では、給付と負担の見直しに当たっての基本的な考え方

を「社会経済と調和した持続可能な公的年金制度を構築し、公的年金制度に対する信頼を確保すること」とし、

- ・将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう配慮し、世代間・世代内 の公平の観点から、給付と負担の見直しを行う
- ・また、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない持続的な制度となるよう、人口、 社会経済の変動に柔軟に対応でき、安定して運営される仕組みとする
- ・あわせて、年金の負担や給付が社会全体に与える影響等も考慮し、社会経済 との調和に配慮する

こととした。

(1)保険料水準固定方式の導入

今回の給付と負担の見直しの大きなポイントは、最終的な保険料(率)の水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて、給付水準が自動的に調整される仕組みを組み込んだ、保険料水準固定方式の導入である。

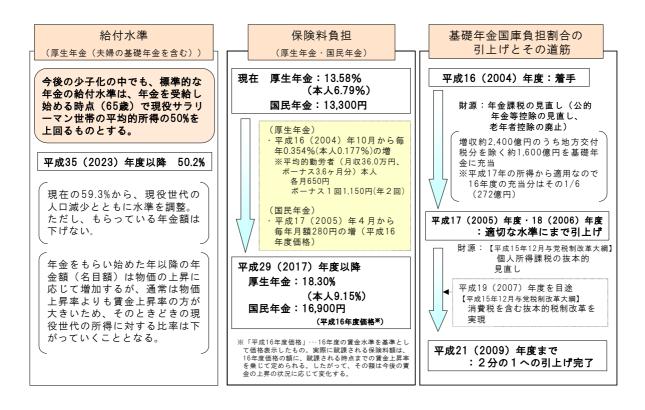
急速に進展する少子高齢化に対応するため、負担の上昇は避けられないが、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかとの不安が大きいことから、将来にわたっての保険料水準を固定し、法律に明記することとした。

また、前回改正からの懸案であった基礎年金の国庫負担割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 へ引き上げる件についても道筋をつけ、平成 16 年度から段階的な引上げに着手、遅くとも平成 21(2009) 年度までに 2 分の 1 に引き上げることを定めた。

さらに、給付と負担の均衡を図るにあたり、現在、既に生まれている者が年金の受給を終えるおおむね 100 年後までの期間を視野に入れることとし、年金積立金については、100 年後に支出の 1 年分に相当する額を残し、それまでの間に、その運用収入及び元本を活用する財政計画とした。

また、現在、公的年金を中心に生活をしている高齢者やもうすぐ年金受給が始まる者に配慮し、給付水準の自動調整にあたっては、名目額は引き下げず、賃金や物価が上昇するときに、支え手の減少と高齢者の平均余命の伸びを勘案して年金額の改定幅を抑えることにより、現役世代の手取り賃金に対する年金額の比率(「所得代替率」と称することとする。)を調整する仕組みとした。

第1-1-7図 平成16年年金制度改正における給付と負担の見直し



(2) 社会・経済変動に強い年金制度の構築

今後の給付と負担の見直しを最小限とするため、社会・経済変動に柔軟に対応でき、将来にわたり持続可能な年金制度を構築する必要がある。

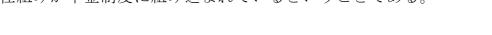
このような観点から、今回の年金改正では、給付水準の自動調整を制度に組み込むこととした。

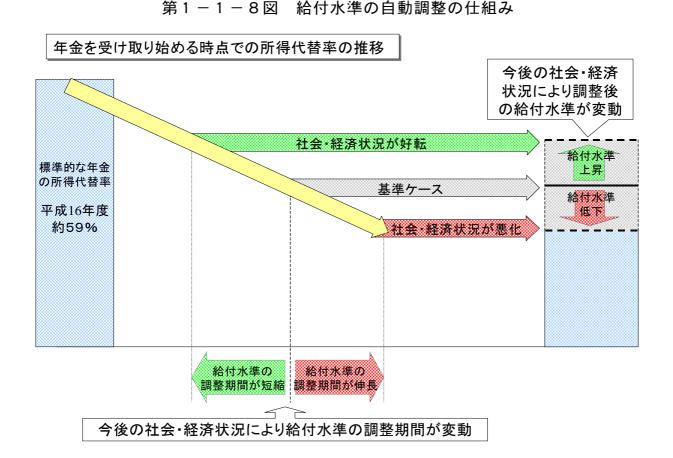
保険料水準と国庫負担を固定すると、年金給付は、この固定した財源の範囲で行うこととなるため、年金財政の均衡を図るため給付水準の調整が必要となるが、どこまで給付水準を調整すべきかについては、今後の社会・経済情勢がどのように推移するかにより変化することとなる。

そこで、今回の改正では、年金のスライド率を調整することにより給付水準を調整しつつ、今後、少なくとも5年に一度行う財政検証において社会・経済情勢の推移の実績等を反映させた将来の見通しを作成することとし、さらに、その検証時点で給付水準の調整を終了しても財政の均衡が保たれるかどうかを判定することにより給付水準調整の終了時期を決定することとした。この仕組みにより、給付水準が自動調整されることとなる。

今回の年金改正で基準としたケースでは、給付水準の調整は今後 20 年程度かけて行われる見込みとなっている。

なお、社会・経済状況が好転すれば、現時点での予定より、給付水準の調整を 早く終了し、高い給付水準を確保することができるが、逆に悪化した場合は、予 定より長く給付水準の調整を行う必要が生じ、給付水準は予定より低くなる。 すなわち、今後の社会・経済状況の変動により、給付水準が自動的に変動する 仕組みが年金制度に組み込まれているということである。





(3)給付水準の下限

今回の改正では、給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたが、公的年金の役割を考えると、給付水準がどこまでも下がっていくことは問題であり、一定の給付水準を確保する必要がある。

今回の改正では、厚生年金について、夫が平均賃金で40年間働いたサラリーマンであり、妻が40年間専業主婦である場合における年金(以下、標準的な年金という。)の給付水準が、年金を受け取り始める時点(65歳)で、現役世代の平均手取り収入(ボーナス込み)の50%を上回るものと定めた。

年金を受け取り始める時点(65歳)における、年金額の現役世代の平均手取り収入額(ボーナス込み)に対する比率のことを所得代替率(詳細は第3章参照)ということとすると、現在(平成16年度)の厚生年金の標準的な年金の所得代替率は59%となっている。

厚生年金の標準的な年金の所得代替率は、現在59%であるが、自動調整により

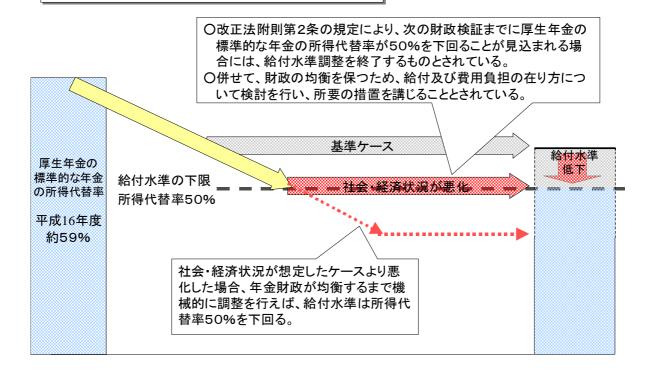
低下していくことになる。人口や経済の前提が基準的なケースでの推計では、平成 35(2023)年度に 50.2%となったところで調整を終了することとなり、それ以降、所得代替率 50%を確保し、平成 112(2100)年度までのおおむね 100年間における財政の均衡を確保できる見通しとなっている。

しかしながら、現時点での予想以上に少子化が進行するなど、社会・経済状況が年金財政にとって、現在の想定以上に悪化するような場合には、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けるとすると、所得代替率が50%を下回る見込みとなることもあり得る。

ただし、この場合は、少なくとも5年ごとに行われる財政検証において将来の年金財政の見通しを明らかにしつつ、給付水準の自動調整を続けていき、次回の財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ることとなる見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとしている。また、併せて、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずるものとしている。

しかしながら、給付水準の調整により、所得代替率が50%に近づくのは、およそ20年後となる見込みであることから、仮に、現在の想定以上に社会・経済状況が悪化したとしても、給付と負担の在り方についての全体の見直しが行われるのは、およそ20年後となる。

第1-1-9図 給付水準の自動調整と給付水準の下限について 年金を受け取り始める時点での所得代替率の推移



(4)年金財政の均衡についての考え方 ~積立金の在り方

年金制度を運営していく上で、年金財政が均衡することは必要不可欠であり、 平成 16 年年金制度改正において導入された給付水準の自動調整も年金財政の均 衡を図るために行うものである。しかし、給付水準の自動調整を行うにあたり、

「年金財政の均衡」の意味するところについて明らかにする必要がある。ここで 重要となるのは、どの程度の期間を視野に入れて考えるべきかという問題である。

年金制度は一人ひとりにとって拠出の開始から受給が終わるまでの非常に長い期間にわたる制度であり、平均寿命まで生きる人で 20 歳からおよそ 60 年、100歳まで長生きする人では 80 年にわたり拠出と受給が関係する制度であることから、年金財政の均衡を考えるにあたっては、非常に長い期間を視野に入れて考える必要がある。

また、我が国のように、少子高齢化が急速に進行している状況では、年金制度の収入と支出の関係が大きく変化していくことからも、長期的な視点に立って年金財政の均衡を考えることが必要である。

長期的な視点に立った年金財政の均衡の考え方は、現時点で将来にわたる全ての期間を視野に入れ財政の均衡を考えるか(永久均衡方式)、現時点で視野に入れる期間を一定期間で区切って財政の均衡を考えるか(有限均衡方式)により大きく2つに分かれる。

【永久均衡方式】

永久均衡方式は、現時点で将来にわたる全ての期間を考慮に入れ財政の均衡を考える方式で、前回の平成11年財政再計算では、この方法で年金財政の均衡を図ることとしていた。この計算に当たっては、人口推計の推計期間を超えるような遠い将来については、一定の前提が未来永劫続くものとして、時間的に無限の将来まで考慮して年金財政が均衡するように計算を行うこととなる。

この方式は、公的年金制度は、将来にわたり永続する制度であるという考えの下、現時点で将来にわたる全ての期間を視野に入れるものであるが、遠い将来においては、現時点で予想できないようなことが起こることも否定できず、計算上、時間的に無限の将来まで考慮する必要性については議論のあるところである。

また、この方式では、我が国のように将来の高齢化率が高い見通しとなっている状況下では、将来にわたり運用収入を活用するため、巨額の積立金を保有する見通しとなる(第4章9の4.参照)が、そのような見通しの下で、給付水準の調整を行っていくことについて国民の理解が得られるかといった問題もある。

このようなことから、平成 16 年年金制度改正においては、次の有限均衡方式により財政運営を行うことが法律上明記された。

【有限均衡方式】

有限均衡方式は、現時点で視野に入れる有限の期間(財政均衡期間)をあらか じめ設定し、その財政均衡期間において年金財政の均衡を図る方式であり、財政 均衡期間の最後において支払い準備金程度の積立金を確保することとしている。 さらに今後、少なくとも5年ごとに行われる財政検証において、常に財政検証時 点からおおむね100年間の年金財政の均衡を図ることとしている。

財政均衡期間については、現在、既に生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね100年間と法律上明記されている。平成16年の財政再計算では、財政均衡期間は、平成112(2100)年度までの95年間、平成112(2100)年度の積立金の規模を支出の1年分として将来見通しを作成している。

第1-1-10図 給付と負担の均衡を図るための財政期間~積立金の在り方~

- 公的年金制度における給付と負担の均衡は、将来にわたって確保していく必要がある。
- 現時点で財政計算を行う際、将来にわたるすべての期間についての均衡を考えるか否かで、財政均衡を図るための期間について2つの方式が考えられる。

<将来にわたって均衡を考え積立金水準を維持する考え方-永久均衡方式->

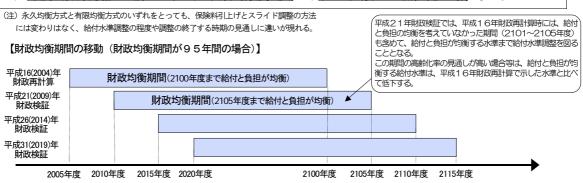
- 現時点での財政計算において均衡を図るべき期間は、将来にわたるすべての期間と考え、永久に給付と負担が均衡するよう考える方式。
- 将来の高齢化率が高い見通しとなっている下では、運用収入を活用するため、積立金水準は一定の水準を維持することが必要。

給付と負担の関係は永久に均衡

現在

<100年程度の長期の均衡を考え積立金水準を抑制する考え方―有限均衡方式―>

- 現時点での財政計算において<u>均衡を図るべき期間を、既に生まれている世代が概ね年金受給を終えるまでの期間(例えば95年間=2100年まで)</u>と考え、<u>その期間について、給付と負担の均衡を考える</u>方式。現在アメリカはこの方式をとっている。
- 財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有(給付費の1年分程度)となるよう積立金水準の目標を設定。
- 定期的に行う財政検証ごと(例えば5年ごと)に、財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来までの給付と負担の均衡を考える。



平成 16 年財政再計算の概要

1. 財政再計算の主な前提

財政再計算では、将来の保険料収入や年金給付費の見通しを作成するが、このためには、今後の社会・経済状況について一定の前提を置く必要がある。

平成16年財政再計算では、今後の人口及び経済の状況について、基準となる前提(基準ケース)の他に、複数の前提を置いている。基準ケースの主な前提は次のとおりである。

(1)将来推計人口(少子高齢化の状況)の前提

国立社会保障・人口問題研究所が平成14年1月に発表した「日本の将来推計 人口」の中位推計を基準ケースとしている。

女:84.62年 → 89.22年

第1-2-1表 中位推計における合計特殊出生率及び平均寿命

(2) 労働力率の前提

1. $3.6 \rightarrow 1. 3.9$

将来の労働力率の前提は、平成14年7月に職業安定局が推計した「労働力率の見通し」を使用した。この推計の推計期間は平成37(2025)年までであるため、それ以降は平成37(2025)年の数値で一定としている。

第1-2-2表 労働力率の前提

	平成13(2001)年 平成37(2025)年 (実績)
男性60~64歳	$72.0\% \rightarrow 85.0\%$
女性30~34歳	$5.8.8\% \rightarrow 6.5.0\%$

(3)経済前提

① 物価上昇率

平成20(2008)年までは「改革と展望-2003年度改定(内閣府)」に準拠した。 平成21(2009)年以降は、消費者物価上昇率の過去20年(昭和58~平成14(1983~2002)年)平均が1.0%であること及び「改革と展望-2003年度改定」において平成16~20(2004~2008)年度平均の消費者物価上昇率が1.0%であることから、1.0%と設定した。

② 賃金上昇率、運用利回り

平成16(2004)~20(2008)年度は「改革と展望-2003年度改定」に準拠した。 平成21(2009)年度以降は、社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設 定した。この報告では、構造改革の実行を前提とした日本経済の生産性上昇の 見込み(「平成13年度年次経済財政報告」(内閣府))に基づき、中長期的な 実質賃金上昇率、実質運用利回りを推計している。

	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)	平成18 (2006)	平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 以降 (2009)
物価上昇率	-0.3	-0.2	0. 5	1. 2	1. 5	1. 9	1.0
賃金上昇率 [実質]	0. 0 [0. 3]	0.6	1. 3 [0. 8]	2. 0 [0. 8]	2. 3 [0. 8]	2. 7 [0. 8]	2. 1 [1. 1]
運用利回り [実質(対賃金上昇率)]	0.8	0.9	1. 6 [0. 3]	2. 3 [0. 3]	2. 6 [0. 3]	3. 0 [0. 3]	3. 2 [1. 1]

第1-2-3表 平成16年財政再計算の経済前提

注:運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成19年度までの 運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り(平成14年度末の預 託実績より算出)を勘案した数値となる。

(4) その他の前提

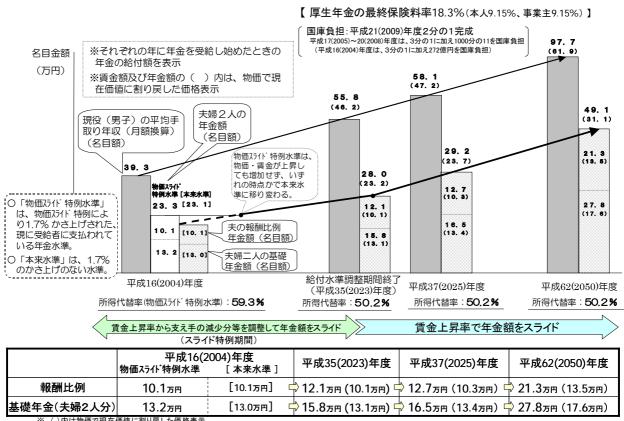
上記の前提の他、制度の運営実績に基づいた諸前提(障害年金の発生率等)が用いられている。これらの諸前提は、被保険者及び年金受給者等の直近の実績データ等を基礎として設定している。

2. 給付水準の将来見通し

(1) 厚生年金における所得代替率の見通し

今後の社会・経済状況について基準ケースを前提とし、年金を受け取り始める時点(65歳)での厚生年金の標準的な年金の所得代替率(詳細は第3章を参照)と年金額の推移を表したのが第1-2-1図である。

第1-2-1図 保険料水準固定方式によるマクロ経済スライド -厚生年金(夫婦2人の基礎年金含む)-



※ ()内は物価で現在価値に割り戻した価格表示

平成 112(2100)年度までの期間を視野に入れた有限均衡方式で考えた場合、年金財政の均衡を図るためには、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、平成 35(2023)年度まで適用されることとなる。その間、年金のスライドは、現役世代の賃金(可処分所得)の伸びより低く抑えられることとなるため、所得代替率は低下し、現在(平成 16 年度)の 59.3%から平成 35(2023)年度には 50.2%まで低下することとなる。マクロ経済スライドの終了後は、年金額のスライドは、新規裁定年金については賃金スライドに復帰するため、年金を受け取り始める時点(65歳)での所得代替率は、マクロ経済スライド終了時点の水準が維持されることと

なる。

なお、マクロ経済スライドはあくまでも賃金や物価が上昇するときに年金額の 伸びを抑えるものであるため、その実施によって所得代替率は低下するものの、 名目年金額は増加する。

基準ケースでは、実質賃金上昇率を長期的に年 1.1%としているので、この程度の実質賃金上昇があれば、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われても、物価上昇率で現在価値に割り戻した年金額ではほぼ横ばいであり、おおむね現在の年金の購買力の水準を維持できることとなる。

(2) 社会・経済状況が変動した場合の厚生年金における所得代替率の見通し

平成 16 年改正では、保険料水準の上限を定め、固定された財源の範囲内で年金財政が均衡するまで給付水準を調整することとされたことから、社会・経済状況が変動すれば、給付水準の見通しも変動することとなる。

ただし、給付水準調整は、20~59歳の全ての国民に基本的に加入義務がある公的年金の被保険者数の減少率に、受給者の平均余命の伸びを勘案して設定した一定率(年 0.3%)を加えた率により調整が行われるため、この調整率は、今後 20年程度は少子化や経済状況の変動の影響を大きく受けない。20年後に 20歳になる者は既に生まれており、今後の出生率の動向に左右されないからである。したがって、社会・経済状況の変動の影響は、主にマクロ経済スライドの終了時期が変動し、このため最終的な給付水準が変動することにより現れることとなる。

平成16年財政再計算では、少子化の動向及び経済状況が変動した場合について、 最終的な給付水準等の見通しを示している。設定した前提は第1-2-4表のと おりである。

第1-2-4表 少子化及び経済状況が変動した場合の前提

① 少子化の動向の前提

	合計特殊出生率の前提(2050年)
少子化改善ケース	1. 52
基準ケース	1. 3 9
少子化進行ケース	1. 10

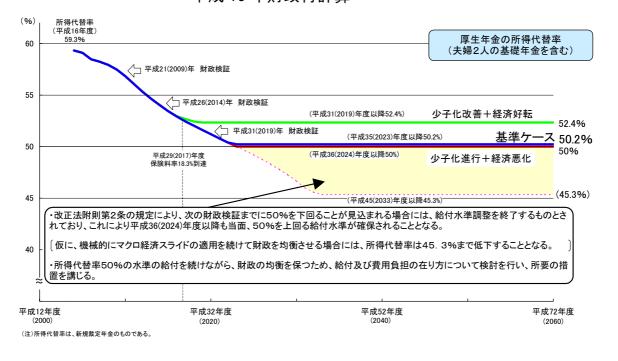
② 経済前提(平成 21(2009)年度~)

	賃金上昇率 [実質]	実質的な運用利回り [実質(対賃金上昇率)]
経済改善ケース	2. 5%[1. 5%]	3. 3%[0. 8%]
基準ケース	2. 1%[1. 1%]	3. 2%[1. 1%]
経済悪化ケース	1.8%[0.8%]	3. 1%[1. 3%]

第1-2-2図は、社会・経済状況が変動した場合の厚生年金の給付水準(年金を受け取り始める時点(65歳)での標準的な年金の所得代替率)の見通しである。

少子化の動向及び経済の動向がどちらも好転した場合は、マクロ経済スライドによる給付水準調整を、平成 31 (2019) 年度に終了し、所得代替率は 52.4%となる。少子化の動向及び経済の動向がどちらも悪化した場合、平成 35 (2024) 年度に所得代替率が 50%を下回った後もマクロ経済スライドによる給付水準調整を続けない限り、年金財政の均衡は確保されない見込みである。このような場合には、その直前の財政検証時において、マクロ経済スライドによる調整の終了その他の措置を講じるとともに、給付と負担の在り方について再検討を行い所要の措置を講じることとなっている。仮に、マクロ経済スライドの適用を続けて平成112 (2100) 年度において支出の1年分の積立金を確保することとすれば、マクロ経済スライドは平成45 (2033) 年度まで適用され、所得代替率は45.3%となる見通し

第1-2-2図 社会・経済状況が変動した場合の所得代替率の見通し - 平成 16 年財政再計算-



である。

3. 年金財政の将来見通し

社会・経済状況について基準的なケースにおける厚生年金、国民年金の収入、 支出及び積立金の見通しは、第1-2-5表、第1-2-6表のとおりである。

今後おおむね 100 年を視野に入れ、平成 112(2100)年度の積立金を支出の 1 年 分とする有限均衡方式としている。

収入から支出を控除した収支差引残をみると平成 17(2005)年度で厚生年金 3.6 兆円、国民年金 0.2 兆円のそれぞれ赤字となっているが、保険料水準を引き上げ、国庫負担も段階的に 2 分の 1 に引き上げることから、厚生年金は平成 22(2010)年度、国民年金は平成 21(2009)年度に赤字が解消する見通しである。

我が国は急速に少子高齢化が進行しているが、65歳以上の高齢者と現役世代 (20~64歳人口)の比率で高齢化率の進行をみると、団塊ジュニア世代が受給者 となる 2040年代以降、急速に高齢化が進み、超高齢社会が到来する見通しである。

このため、年金財政の観点からみると、高齢者への年金給付の規模に比べて現役世代の保険料収入の規模が小さくなる 2040 年代以降において、運用収入に加えて元本も取り崩すことにより、積立金財源を本格的に給付に充てる見通しとなっている。

第1-2-5表 厚生年金の財政見通し - 平成16年財政再計算-

最終保険料率18.3%

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

調整期間(終了年度)	2023年度
所得代替率(終了年度時点)	50.2%

年度	保険料率	収入合計			支出	合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(対総報酬)		保険料 収 入	運用収入		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	%	兆円	兆円	兆円	兆円		兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	14.288	28.3	20.8	3.0	31.9	11.1	-3.6	163.9	163.9	5.2
18 (2006)	14.642	29.8	21.6	3.5	32.9	11.3	-3.1	160.8	161.1	5.0
19 (2007)	14.996	31.2	22.6	4.0	33.8	11.5	-2.5	158.3	157.8	4.8
20 (2008)	15.350	33.0	23.5	4.7	34.9	12.0	-1.9	156.4	153.1	4.5
21 (2009)	15.704	36.1	24.5	4.9	36.5	12.6	-0.4	156.0	149.2	4.3
22 (2010)	16.058	37.6	25.5	4.9	37.5	13.0	0.0	156.0	145.3	4.2
27 (2015)	17.828	44.0	30.8	5.1	41.4	15.1	2.6	162.5	137.3	3.9
32 (2020)	18.30	49.2	34.8	5.8	43.3	16.5	5.9	186.3	141.8	4.2
37 (2025)	18.30	53.7	37.7	6.9	45.5	17.7	8.2	223.1	153.1	4.7
42 (2030)	18.30	58.2	40.0	8.3	49.5	19.4	8.7	266.6	164.9	5.2
52 (2040)	18.30	66.2	43.1	10.3	62.9	25.4	3.3	330.1	165.8	5.2
62 (2050)	18.30	73.5	47.2	10.6	74.8	31.4	-1.3	335.0	136.7	4.5
72 (2060)	18.30	80.6	52.8	9.9	82.9	35.5	-2.4	314.4	104.2	3.8
82 (2070)	18.30	87.0	58.4	9.0	90.8	39.3	-3.7	284.4	76.6	3.2
92 (2080)	18.30	94.2	65.0	7.6	99.6	43.4	-5.4	237.9	52.1	2.4
102 (2090)	18.30	103.6	73.9	5.7	109.8	48.0	-6.2	178.4	31.7	1.7
112 (2100)	18.30	115.1	84.8	3.7	121.5	53.3	-6.4	115.1	16.6	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

 賃金上昇率
 2.1 %

 物価上昇率
 1.0 %

 運用利回り
 3.2 %

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。
- (注4)厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

第1-2-6表 国民年金の財政見通し - 平成16年財政再計算-

最終保険料16,900円(平成16年度価格)

国庫負担:平成21(2009)年度2分の1完成 平成17(2005)~20(2008)年度は3分の1に加え、1000分の11を国庫負担 (平成16(2004)年度は3分の1に加え、272億円を国庫負担)

年度	保険料月額	収入合計	†		支出合計	収支	年度末	年度末 積立金	積立
	(16年度価格)		保険料収入	運用収入		差引残	積立金	(16年度価格)	度合
平成 (西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
17 (2005)	13,580	4.0	2.1	0.2	4.2	-0.2	10.8	10.8	2.6
18 (2006)	13,860	4.3	2.2	0.2	4.5	-0.2	10.6	10.6	2.4
19 (2007)	14,140	4.6	2.4	0.3	4.8	-0.2	10.4	10.3	2.2
20 (2008)	14,420	4.8	2.5	0.3	5.0	-0.2	10.1	9.9	2.1
21 (2009)	14,700	5.4	2.5	0.3	5.0	0.3	10.5	10.0	2.0
22 (2010)	14,980	5.6	2.6	0.3	5.1	0.5	11.0	10.2	2.1
27 (2015)	16,380	6.5	3.0	0.4	5.9	0.7	13.8	11.7	2.2
32 (2020)	16,900	7.3	3.4	0.6	6.4	0.9	17.9	13.6	2.6
37 (2025)	16,900	8.1	3.7	0.7	7.0	1.1	23.2	15.9	3.2
42 (2030)	16,900	9.2	4.0	0.9	8.0	1.2	29.2	18.1	3.5
52 (2040)	16,900	11.2	4.3	1.2	10.6	0.6	38.7	19.4	3.6
62 (2050)	16,900	13.1	4.7	1.3	13.0	0.1	42.0	17.2	3.2
72 (2060)	16,900	14.7	5.3	1.3	14.8	-0.1	41.9	13.9	2.8
82 (2070)	16,900	16.1	5.8	1.3	16.5	-0.3	39.7	10.7	2.4
92 (2080)	16,900	17.7	6.5	1.1	18.2	-0.5	35.2	7.7	2.0
102 (2090)	16,900	19.5	7.5	0.9	20.2	-0.7	29.0	5.2	1.5
112 (2100)	16,900	21.6	8.6	0.7	22.4	-0.8	21.6	3.1	1.0

(注1)長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は次のとおり。

賃金上昇率 2.1 % 物価上昇率 1.0 % 運用利回り 3.2 %

可処分所得上昇率 2.1% (ただし、平成29(2017)年度までは1.9%)

- (注2)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
- (注3)「16年度価格」とは、賃金上昇率により、平成16(2004)年度の価格に換算したものである。